



山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (9)

目 次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) …15

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「企画振興部各課」を「みらい企画創造部各課」に、「子育て推進部各課」を「子育て若者応援部各課」に、「商工労働部各課」を「産業労働部各課」に、「子育て推進部所管」を「子育て若者応援部所管」に、「商工労働部所管」を「産業労働部所管」に、「第6款 職業能力開発校」を

「第6款 職業能力開発校

第6節の2 観光文化スポーツ部所管の出先機関

第1款 博物館

第2款 新県民文化館

に、「水産試験場」を「水産研究所」に、「内水面水産試験

場」を「内水面水産研究所」に改める。

第8条第2号を次のように改める。

(2) みらい企画創造部

第8条第5号を次のように改める。

(5) 子育て若者応援部

第8条第7号を次のように改める。

(7) 産業労働部

第9条第1項の表総務部の項中「企画人材担当」を「企画担当」に改め、同表中

企画振興部	企画調整課	庶務係、調整担当、企画担当
	市町村課	予算担当、行政係、財政係、理財係、税政係
	総合交通政策課	航空担当、鉄道・生活交通担当、鉄道機能強化担当
	情報政策課	ICT企画担当、電子県庁・基幹ネット担当
	統計企画課	予算担当、統計利用推進担当、政策統計担当、生活統計担当、経済統計担当

を

「 みらい企画創造部 」	企画調整課	庶務係、調整担当、企画担当
	市町村課	予算担当、行政係、財政係、理財係、税 政係
	移住・定住推進課	移住・定住推進担当、地域づくり推進担 当、連携推進担当
	国際人材活躍支援 課	国際人材活躍支援担当、国際交流推進担 当、旅券係
	総合交通政策課	航空担当、鉄道・生活交通担当、鉄道機 能強化担当
	I C T政策推進課	I C T企画担当、電子県庁・基幹ネット 担当
	統計企画課	予算担当、統計利用推進担当、政策統計 担当、生活統計担当、経済統計担当

に改め、同表環境エネ

ギー部の項中「施設整備担当」を「施設整備担当、「山の日」全国大会推進担当」に改め、同表中

「 子育て推進部 」	を	「 子育て若者応援部 」	に改め、同表健康福祉部の項中「企画調整担当、医療保険担
------------------	---	--------------------	-----------------------------

当」を「企画担当、医務調整担当」に、

地域福祉推進課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護指導 担当
地域医療対策課	医務企画担当、地域医療対策担当

を

医療政策課	医療企画担当、地域医療対策担当
地域福祉推進課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護指導 担当

に、「健康づくり担当」を「健康プロジェクト

推進担当、健康づくり担当」に、「がん対策担当」を「がん対策担当、医療保険担当」に改め、同表中

「 商工労働部 」	産業政策課	庶務係、企画調整担当、鉱政・計量担当
	中小企業振興課	金融担当、経営支援担当、企業振興担当
	工業戦略技術振興 課	企画振興担当、ものづくり振興担当、工 業技術振興担当、科学技術振興担当
	商業・県産品振興 課	商業・サービス産業振興担当、まちづく り担当、県産品振興担当、ふるさと産業 振興担当
	貿易振興課	貿易振興担当
	雇用対策課	雇用対策担当、産業人材育成担当

を

産業労働部	商工産業政策課	庶務係、企画調整担当、鉱山鉱害防止・計量担当
	中小企業振興課	金融担当、経営支援担当、企業振興担当
	工業戦略技術振興課	企画振興担当、ものづくり振興担当、工業技術振興担当、科学技術振興担当
	商業・県産品振興課	商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当、県産品振興担当、ふるさと産業振興担当
	貿易振興課	貿易振興担当
	雇用対策課	雇用対策担当、産業人材育成担当、正社員化・働き方改革推進担当

に改め、同表観光文化ス

ポーツ部の項中「観光振興担当」を「観光振興担当、戦略プロジェクト推進担当」に、

インバウンド・国際交流推進課	インバウンド企画担当、インバウンド推進担当
県民文化スポーツ課	文化振興担当、県民活動推進担当、日本遺産・文化財活用担当、スポーツ振興・地域活性化担当、国際スポーツ大会連携推進担当
山形県総合文化芸術館整備推進課	山形県総合文化芸術館整備推進担当

を

イン・アウトバウンド推進課	イン・アウトバウンド企画担当、イン・アウトバウンド推進担当
文化振興・文化財課	文化振興担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財保存担当
新県民文化館活用・発信課	新県民文化館活用・発信担当
スポーツ振興・地域活性化推進課	スポーツ振興・地域活性化担当、国際スポーツ大会連携推進担当

に改め、同表農林水産部の項中「、農林業専門

職大学準備担当、農山漁村振興担当」を削り、「新事業創出担当」を「食産業戦略担当」に、「水産企画振興担当、水産加工・流通担当」を「水産業成長産業化担当」に、「中山間振興担当」を「中山間・棚田振興担当」に改め、

同条第2項の表中

市町村課	地域活力創造室	移住・定住推進担当、地域づくり推進担当、連携推進担当
防災危機管理課	復興・避難者支援室	

を

防災危機管理課	復興・避難者支援室	
消費生活・地域安全課	県民活動・防災ボランティア支援室	

に、

地域医療対策課	医師・看護師確保対策室	
産業政策課	地域産業振興室	
工業戦略技術振興課	産業立地室	
雇用対策課	正社員化・働き方改革推進室	
観光立県推進課	美食・美酒ツーリズム推進室	
インバウンド・国際交流推進課	国際交流室	旅券係
農政企画課	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

を

医療政策課	地域医療支援室	
商工産業政策課	地域産業振興室	
工業戦略技術振興課	産業立地室	
農政企画課	専門職大学整備推進室	
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

に改める。

第12条第2号中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に改め、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 国際交流及び国際的な人材の活躍の支援に関する事項

第12条第3号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 県民活動に関する事項

第12条第5号中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改め、同号ハ中「及び」を「、若者の活躍の支援及び」に改め、同条第7号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同号イ中「及び工業」を「、工業その他の産業（他部の主管に属するものを除く。）」に改め、同号ロ中「工業立地」を「産業立地」に改め、同条第8号ロを削り、同号ハ中「及び県民活動」を削り、同ハを同号ロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 文化財の保護に関する事項

第13条第7号ト中「文書の編さん及び保存」を「公文書の管理」に改め、同号中ナをラとし、リからネまでをヌからナまでとし、同号チ中「文書」を「公文書」に改め、同チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 特定歴史公文書に関すること

「第2目 企画振興部各課の分掌事務」を「第2目 みらい企画創造部各課の分掌事務」に改める。

第14条の見出しを「（みらい企画創造部各課の分掌事務）」に改め、同条第1項中「企画振興部各課」を「みらい企画創造部各課」に改め、同項第2号中へを削り、トをへとし、同号チ中「離島、辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進」を「過疎及び辺地対策」に改め、同チを同号トとし、同号中リ及びヌを削り、タをワとし、ルからヨまでをチからヲまでとし、同号に次のように加える。

カ 移住・定住推進課の予算、決算及び経理に関すること

第14条第1項中第5号を第7号とし、同項第4号中「情報政策課」を「ICT政策推進課」に改め、同号イ中「情報化に関する施策」を「ICT施策」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 移住・定住推進課

イ 県外からの移住及び定住の推進に関すること

- ロ 県及び市町村間並びに市町村相互間の広域的な連携の推進に関する事
- ハ 地域振興対策の推進に関する事
- ニ 雪対策に関する事
- ホ 電源立地地域対策及び水源地域対策に関する事

(4) 国際人材活躍支援課

- イ 国際化及び国際的な人材に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 国際交流の推進に関する事
- ハ 国際協力に関する事
- ニ 海外渡航及び海外移住に関する事
- ホ 外国との渉外に関する事
- ヘ 国際交流センターの管理に関する事

第14条第2項を削る。

第14条の2第1項第3号に次のように加える。

- ル 県民活動の総合的な推進に関する事
- ヲ 防災等のボランティアに関する事

第14条の2第2項中「所掌する」を「、消費生活・地域安全課の分掌事務のうち同項第3号ル及びヲに掲げる事務は県民活動・防災ボランティア支援室で所掌する」に改める。

第15条第5号に次のように加える。

- リ 「山の日」全国大会に関する事

「第5目 子育て推進部各課の分掌事務」を「第5目 子育て若者応援部各課の分掌事務」に改める。

第15条の2（見出しを含む。）中「子育て推進部各課」を「子育て若者応援部各課」に改め、同条第1号ニ中「こと」を「こと（幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の報告の徴収及び立入検査を除く。）」に改め、同号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同号ヌ中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改め、同ヌを同号リとする。

第16条第1項第1号中ソをツとし、ホからレまでをへからソまでとし、ハ及びニを削り、ロの次に次のように加える。

- ハ 病院その他の医療機関に関する事
- ニ 医療社会事業に関する事
- ホ 死体の解剖及び保存に関する事

第16条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 医療政策課

- イ 医療提供体制に関する事
- ロ 医師その他の医療従事者に関する事（健康福祉企画課及び健康づくり推進課で所掌するものを除く。）
- ハ 置賜広域病院企業団に関する事
- ニ 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に関する事

第16条第1項第4号に次のように加える。

- チ 国民健康保険に関する事
- リ 後期高齢者医療制度に関する事

第16条第2項中「地域医療対策課」を「医療政策課」に、「同項第3号ロ」を「同項第2号ロ」に、「医師・看護師確保対策室」を「地域医療支援室」に改める。

「第7目 商工労働部各課の分掌事務」を「第7目 産業労働部各課の分掌事務」に改める。

第17条の見出しを「（産業労働部各課の分掌事務）」に改め、同条第1項中「商工労働部各課」を「産業労働部各課」に改め、同項第1号中「産業政策課」を「商工産業政策課」に改め、同条第2項中「産業政策課」を「商工産業政策課」に改め、「、雇用対策課の分掌事務のうち同項第6号イからトまでに掲げる事務は正社員化・働き方改革推進室で」を削る。

第17条の2第1項第2号中「インバウンド・国際交流推進課」を「イン・アウトバウンド推進課」に改め、同号ニを次のように改める。

- ニ 海外旅行の促進に関する事

第17条の2第1項第2号中ホからリまでを削り、同項第3号中「県民文化スポーツ課」を「文化振興・文化財課」に改め、同号中ロからニまでを削り、同号ホ中「県民会館、」を削り、同ホを同号ロとし、同号に次のように

加える。

- ハ 「山形の宝」育成に関すること
- ニ 文化財に関すること
- ホ 銃砲刀剣類の登録に関すること
- ヘ 県立博物館に関すること
- ト 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること
- チ ユネスコ活動に関すること

第17条の2第1項第4号を次のように改める。

(4) 新県民文化館活用・発信課

- イ 新県民文化館に関すること

第17条の2第1項に次の1号を加える。

(5) スポーツ振興・地域活性化推進課

- イ プロスポーツの支援に関すること
- ロ スポーツを通じた地域活性化に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

第17条の2第2項を削る。

第18条第1項第1号中ヌをルとし、リを削り、チをヌとし、ニからトまでをへからりまでとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 農林業分野の専門職大学の整備に関すること
- ホ 農林大学校に関すること

第18条第1項第8号ヌ中「水産試験場及び内水面水産試験場」を「水産研究所及び内水面水産研究所」に改め、同項第9号ト中「中山間地域」を「中山間地域及び棚田地域」に改め、同項第10号ロ中「及び設計積算基準」を「、設計積算基準及び積算システム」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、チからヌまでを削り、同号ト中「農村総合整備事業」を「農業基盤整備促進事業」に改め、同トを同号ヌとし、同号ヘ中「農道整備事業」を「水田畑地化基盤強化対策事業」に改め、同ヘを同号リとし、同号中ホをチとし、同チの前に次のように加える。

- ニ 基幹水利施設ストックマネジメント事業に関すること
- ホ 水路等長寿命化・防災減災事業に関すること
- ヘ 地域用水環境整備事業に関すること
- ト 土地改良施設の維持管理に関すること（農村計画課で所掌するものを除く。）

第18条第1項第10号ル中「中山間総合整備事業」を「ハからヌまでに掲げる事務のほか農地整備事業」に改め、同号ヲ中「農地及び農業用施設の防災及び保全並びに災害復旧」を「農業用ため池整備」に改め、同号カを次のように改める。

カ ヲ及びワに掲げる事務のほか農村地域防災減災事業に関すること

第18条第1項第10号ヨ中「農地の鉍毒対策及び公害対策」を「農村集落基盤再編・整備事業」に改め、同号タ中「水田畑地化基盤強化対策事業」を「農道整備事業」に改め、同号レ中「畑地帯総合整備事業」を「農業集落排水事業」に改め、同号ソ中「農用地集団化事業」を「中山間地域総合整備事業」に改め、同号ツを次のように改める。

ツ 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること

第18条第2項中「前項第1号ニからヘまで」を「前項第1号ニ及びホに掲げる事務は専門職大学整備推進室で、同号ヘからチまで」に改める。

第19条第1項第4号ホ中「県民文化スポーツ課」を「文化振興・文化財課」に改める。

第31条第1項の表最上総合支庁の項中「自動車運転担当、工事維持調査担当」を「工事維持調査担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「、県南豪雨災害復興推進担当」を削り、同条第3項の表最上総合支庁の項中

建設部	河川砂防課	最上豪雨災害復旧対策室	設計担当、工事担当
		最上小国川流水型ダム建設室	

を

建設部	河川砂防課	最上豪雨災害復旧対策室	
-----	-------	-------------	--

に改める。

第33条第1号ネ中「置賜総合支庁総務企画部総務課」を「置賜総合支庁」に改める。

第34条第1号チ中「子ども家庭支援課」を「保健企画課」に改め、同号リ中「及び最上総合支庁」を削り、「置賜総合支庁」を「最上総合支庁、置賜総合支庁」に改め、同号ヌ中「及び最上総合支庁」を削り、同号ル中「地域健康福祉課、置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「生活福祉課を除く」に改め、同条第3号中ミからエまでを削り、ヒをミとし、同号に次のように加える。

シ 乳幼児及び母子家庭等の医療の給付に関すること（置賜総合支庁に限る。）

第34条第6号ホ中「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「村山総合支庁を除く」に改め、同号ヘ中「並びに置賜総合支庁にあつては乳幼児及び母子家庭等の医療の給付に関すること」を削り、同号に次のように加える。

ツ 幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収及び立入検査に関すること

第36条第6号中チを削り、同号リ中「神室ダム」を「神室ダム及び最上小国川流水型ダム」に改め、同リを同号チとし、同号中ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとする。

「第4節の2 子育て推進部所管の出先機関」を「第4節の2 子育て若者応援部所管の出先機関」に改める。

第59条の6中「庶務係」を「庶務係、児童緊急対策担当」に改める。

「第6節 商工労働部所管の出先機関」を「第6節 産業労働部所管の出先機関」に改める。

第127条の表中

企画調整部	連携支援室	
-------	-------	--

 を

連携支援部	企業支援室	
	企画調整室	
		デザイン科、生産性向上科

 に、

ロボット技術科

 を

--

 に改める。

第135条第3項の表中

制御機械科、電子情報科、国際経営科

 を

生産エンジニアリング科、情報通信システム科、IT会計ビジネス科

 に改める。

第3章第6節の次に次の1節を加える。

第6節の2 観光文化スポーツ部所管の出先機関

第1款 博物館

(名称及び位置)

第143条の2 山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）により置かれた博物館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立博物館	山形市

(所務)

第143条の3 博物館は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること
- (2) 博物館資料の調査研究に関すること
- (3) 博物館資料の利用に関し必要な助言、指導等に関すること
- (4) 博物館資料に関する解説書、調査研究報告書等の作成に関すること

- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること
- (6) その他博物館の運営について必要な事項に関すること
(内部組織)

第143条の4 博物館に総務課及び学芸課を置く。

(分館)

第143条の5 山形県立博物館条例により博物館に置かれた分館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立博物館教育資料館	山形市

第2款 新県民文化館

(名称及び位置)

第143条の6 山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）により置かれた総合文化芸術館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
新県民文化館	山形市

(所務)

第143条の7 新県民文化館は、文化芸術事業に関する事務を処理する。

第150条の見出しを「(研究所等)」に改め、同条第1項中「試験場を」を「研究所を」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置
山形県農業総合研究センター園芸農業研究所	寒河江市
山形県農業総合研究センター水田農業研究所	鶴岡市
山形県農業総合研究センター畜産研究所	新庄市
山形県農業総合研究センター養豚研究所	酒田市

第150条第2項中「試験場の」を「研究所の」に、「試験場に」を「研究所に」に改め、同項の表中

試験場
山形県農業総合研究センター園芸試験場
山形県農業総合研究センター水田農業試験場
山形県農業総合研究センター畜産試験場
山形県農業総合研究センター養豚試験場

を

研究所
山形県農業総合研究センター園芸農業研究所
山形県農業総合研究センター水田農業研究所
山形県農業総合研究センター畜産研究所
山形県農業総合研究センター養豚研究所

に改める。

第151条中「、試験場及び支場」を「及び研究所」に改め、同条第5号中「園芸試験場」を「園芸農業研究所」に改め、同条第6号中「水田農業試験場」を「水田農業研究所」に改め、同条第7号中「畜産試験場」を「畜産研究所」に改め、同条第8号中「養豚試験場」を「養豚研究所」に改める。

「第4款 水産試験場」を「第4款 水産研究所」に改める。

第156条中「山形県水産試験場」を「山形県水産研究所」に改める。

第157条及び第158条第1項中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

「第5款 内水面水産試験場」を「第5款 内水面水産研究所」に改める。

第159条中「山形県内水面水産試験場」を「山形県内水面水産研究所」に改める。

第160条及び第161条中「内水面水産試験場」を「内水面水産研究所」に改める。

第199条の表中	山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	健康福祉企画課
	山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	

を

山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第72条の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	健康福祉企画課
----------	----------------------------------------------------------------------------	---------

に、

山形県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関すること
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第72条の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	地域医療対策課	を
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること		
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	医療政策課	に、
山形県がん登録情報利用等審議会	知事の諮問に応じ、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること並びに同法第2条第8項に規定する都道府県がん情報に関する重要事項について知事に意見を述べること		を
山形県がん登録情報利用等審議会	知事の諮問に応じ、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること並びに同法第2条第8項に規定する都道府県がん情報に関する重要事項について知事に意見を述べること		
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること		
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること		に改め、同表山形県産業構

山形県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関すること
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

造審議会の項中「商工労働部」を「産業労働部」に、「産業政策課」を「商工産業政策課」に改め、同表中

山形県観光審議会	観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光立県推進課
----------	----------------------------------	---------

を

山形県観光審議会	観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光立県推進課
山形県文化財保護審議会	知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すること	文化振興・文化財課
山形県立博物館協議会	博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること	

に改める。

第200条第1項の表中

会計局長	会計局	上司の命を受けて会計局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
調整監	企画振興部	上司の命を受けて企画振興部の重要事項を掌理する。

を

会計局長	会計局	上司の命を受けて会計局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----	----------------------------------

に、

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。
-------	-------	----------------------------

を

文化スポーツ推進監	観光文化スポーツ部	部長を補佐し、文化及びスポーツに関する事務を整理する。
技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。

に改め、同表参事の項中

「健康福祉部、商工労働部」を「防災くらし安心部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部」に改める。

第201条第1項の表所長の項中

総合支庁長、学長、館長、院長、場長、園長、校長又は寮長を置く出先機関以外の出先機関	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------------------------------------------	-----------------------------------

を

総合支庁長、学長、館長、院長、場長、園長、校長又は寮長を置く出先機関以外の出先機関	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
農業総合研究センターの研究所	上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同表場長の項中

水産試験場及び内水面水産試験場	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
工業技術センターの試験場及び農業総合研究センターの試験場	上司の命を受けて場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

工業技術センターの試験場	上司の命を受けて場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
--------------	--------------------------------

に改め、同表中

寮長	金谷寮	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	-----	-----------------------------------

を

館長	博物館及び新県民文化館	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
寮長	金谷寮	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

副所長	職員育成センター、環境科学研究センター、福祉相談センター、女性相談センター、衛生研究所、大阪事務所、名古屋事務所、工業技術センター、高度技術研究開発センター、農業総合研究センター、森林研究研修センター、山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所及び東京事務所	所長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

を

分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
副所長	職員育成センター、環境科学研究センター、福祉相談センター、女性相談センター、衛生研究所、大阪事務所、名古屋事務所、工業技術センター、高度技術研究開発センター、農業総合研究センター、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所及び東京事務所	所長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
	農業総合研究センターの研究所	所長を補佐し、所の事務を整理する。

に、

副院長	乳児院	院長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
副場長	水産試験場及び内水面水産試験場	場長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
	農業総合研究センターの試験場	場長を補佐し、場の事務を整理する。

を

副院長	乳児院	院長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
-----	-----	----------------------

に、

部長	部	上司の命を受けて部の事務（村山総合支庁にあつては、西村山地域振興局長及び北村山地域振興局長が掌理するものを除く。）を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	-----------------------------------------------------------------------------

を

副館長	博物館	館長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
部長	部	上司の命を受けて部の事務（村山総合支庁にあつては西村山地域振興局長及び北村山地域振興局長が、置賜総合支庁にあつては西置賜地域振興局長が掌理するものを除く。）を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同条第2項の表主任専門研究

員の項中「試験研究指導業務」を「試験研究指導又は博物館に関する調査研究等の業務」に改め、同表専門研究員の項中「試験研究業務」を「試験研究又は博物館に関する調査研究等の業務」に改め、同表中

「 研究員	上司の命を受けて試験研究業務に従事する。」	を
----------	-----------------------	---

「 研究員	上司の命を受けて試験研究又は博物館に関する調査研究等の業務に従事する。	に改める。
主任専門学芸員	上司の命を受けて博物館に関する高度の専門的業務を処理する。	
専門学芸員	上司の命を受けて博物館に関する専門的業務を処理する。	
学芸員	上司の命を受けて博物館に関する専門的業務に従事する。」	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則の一部改正)
- 2 山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則（昭和42年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
山形県農業総合研究センター園芸農業研究所種苗配布規則
第1条中「山形県農業総合研究センター園芸試験場」を「山形県農業総合研究センター園芸農業研究所」に、「試験場」を「研究所」に改める。
第2条中「試験場」を「研究所」に改める。
第4条中「試験場の」を「研究所の」に、「試験場長」を「研究所長」に改める。
第5条から第7条までの規定中「試験場長」を「研究所長」に改める。
別記様式中「山形県農業総合研究センター園芸試験場長」を「山形県農業総合研究センター園芸農業研究所長」に、「山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則」を「山形県農業総合研究センター園芸農業研究所種苗配布規則」に改める。
(山形県公舎管理規則の一部改正)
- 3 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第1号中「商工労働部産業政策課」を「産業労働部商工産業政策課」に改める。
(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)
- 4 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号を次のように改める。
(1) 山形県産業労働部中小企業振興課
(山形県種畜等配布規則の一部改正)
- 5 山形県種畜等配布規則（平成7年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「山形県農業総合研究センター畜産試験場及び同養豚試験場」を「山形県農業総合研究センター畜産研究所及び同養豚研究所」に、「試験場」を「研究所」に改める。
第3条中「試験場は」を「研究所は」に、「試験場の」を「研究所の」に、「試験場長」を「研究所長」に改める。
第4条から第8条までの規定中「試験場長」を「研究所長」に改める。
別記様式中「山形県農業総合研究センター畜産試験場長
山形県農業総合研究センター養豚試験場長」を
「山形県農業総合研究センター畜産研究所長
山形県農業総合研究センター養豚研究所長」に改める。
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 6 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第6条第1号を次のように改める。
(1) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課

第7条第3項第1号を次のように改める。

(1) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課

(山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則の一部改正)

7 山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則（平成30年11月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則

第1条中「水産試験場長」を「水産研究所長」に、「場長」を「所長」に、「水産試験場の」を「水産研究所の」に改める。

第2条第2項及び第3項中「場長」を「所長」に改める。

第3条第1項中「場長」を「所長」に改め、同条第2項中「場長」を「所長」に、「水産試験場」を「水産研究所」に改め、同条第3項中「場長」を「所長」に改める。

第5条中「場長」を「所長」に改める。

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「試験場及び」を「研究所及び」に改める。

別表第1臨時職員の項を次のように改める。

非常勤職員	1 地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する職員（委員会、審査会等附属機関の委員等を除く。）の任免に関すること。		○		○			
	2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。		○		○			

別表第1の備考第5項の表中

企画振興部総合交通政策課、情報政策課

企画調整課長

を

「 みらい企画創造部国際人材活躍支援課、総合交通 政策課、ICT政策推進課	企画調整課長
「 みらい企画創造部移住・定住推進課	市町村課長

に、

「 子育て推進部各課	を	「 子育て若者応援部各課
---------------	---	-----------------

に、「健康福祉部地域福祉推進課、地域医療対策課」を「健康福祉部医療政策課、地域福祉推進課」に、

「 商工労働部各課	産業政策課長
--------------	--------

を

「 産業労働部各課	商工産業政策課長
--------------	----------

に改める。

別表第2 総務部の項総務厚生課の項中「臨時職員等」を「非常勤職員」に改め、同項臨時職員等に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員」を「及び会計年度任用職員」に改め、同部の項学事文書課の項中

「		5 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。
---	--	------------------------------

を

「		5 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。
山形県公文書等の管理に関する条例に関すること。	1 第8条第3項の規定による協議に対する同意に関すること。	
	2 第9条第3項の規定による報告等及び実地調査に関すること。	
山形県公文書等の管理に関する条例施行規則に関すること。	1 第9条第2項の規定による協議に対する同意に関すること。	

に改め、同表中

「 企画振興部	を	「 みらい企画創造部	に、	「 子育て推進部	を	「 子育て若者応援部	に改め、同表子育て推進部の項子育て支援課の項就
------------	---	---------------	----	-------------	---	---------------	-------------------------

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表健康福祉部の項健康福祉企画課の項を次のように改める。

健康福祉企画課	医療法に関する こと。			1 第4条第1項 の規定による地 域医療支援病院 の名称の使用の 承認に関するこ と。
				2 第7条第1項 から第3項まで の規定による病 院等の開設等の 許可に関するこ と。
感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律に関 すること。			1 第31条第2項 の規定による指 示に関するこ と。	
			2 第32条第2項 の規定による建 物の封鎖等の措 置に関するこ と。	
			3 第38条第2項 の規定による感 染症指定医療機 関の指定に関す ると。	
			4 第50条第1項 の規定による第 31条及び第32条 に規定する措置 の全部又は一部 の実施に関する こと。	
医学に関するこ と。			1 医学の研究に 関すること。	

別表第2健康福祉部の項地域医療対策課の項を削り、同表中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同表県土整備

部の項砂防・災害対策課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第2項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 第27条第1項の規定による市町村への通知及び周知に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項覚せい剤取締法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項から第5項までの規定中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同欄第6項中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄第7項中「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同欄第8項中「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同欄第9項及び第10項中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同課の項中民生委員法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項、戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項、戦傷病者特別援護法施行令に関

すること（最上総合支庁に限る。）。の項、戦傷病者特別援護法施行規則に關すること（最上総合支庁に限る。）。の項及び知事感謝狀に關すること（最上総合支庁に限る。）。の項を削り、同部の項地域保健福祉課の項中

「民生委員法に關すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

を

「民生委員法に關すること。」

に、「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に、

「戦傷病者特別援護法に關すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

戦傷病者特別援護法施行令に關すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

を

戦傷病者特別援護法施行規則に關すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

「戦傷病者特別援護法に關すること。」

戦傷病者特別援護法施行令に關すること。」

に改め、同項生活困窮者自立支援法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第

戦傷病者特別援護法施行規則に關すること。」

5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同課の項生活困窮者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄第2項中「第16条第1項」を「第22条第1項」

に改め、同課の項中

知事感謝状に関すること（最上総合支庁を除く。）。

を

知事感謝状に関すること。

に改め、同部の項子ども家庭支援課の項中「子育て推進

部で」を「子育て若者応援部で」に改め、同項社会福祉法に関すること（子育て推進部で所掌するものに限る。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。の項中「子育て推進部長」を「子育て若者応援部長」に改め、同課

の項中

			6 第37条の規定による資料の提供等の要求に関すること。
--	--	--	------------------------------

を

			6 第37条の規定による資料の提供等の要求に関すること。	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること。	1 第20条の規定による改善勧告及び改善命令に関すること。		1 第19条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	に改め、同部の項生活福祉課の
			2 第30条の規定による報告の徴収等に関すること（幼稚園型認定こども園に係るものを除く。）。	

項生活困窮者自立支援法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同課の項生活困窮者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄第2項中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改め、同部の項環境課の項フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第9項中「第一種フロン類引渡受託者及び」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、」に、「。）」を「。）及び第一種特定製品引取等実施者」に改め、同欄第10項中「第一種フロン類引渡受託者及び」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、」に、「。）」を「。）及び第一種特定製品引取等実施者」に改め、同表産業経済部の項農村計画課の項中

の項中

2 第16条の規定による土地改良財産の譲与契約の解除に関すること。

を

	2 第16条の規定による土地改良財産の譲与契約の解除に関すること。		
農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関すること。		1 第6条の規定による勧告に関すること。	1 第4条第1項、第2項及び第4項の規定による届出の受理等に関すること。
		2 第8条第1項の規定による許可に関すること。	2 第9条の規定による届出の受理及び変更命令に関すること。
		3 第10条の規定による命令に関すること。	3 第18条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入調査に関すること。
			4 附則第2条第1項から第3項までの規定による届出の受理等に関すること。

に改め、同表建設部の項建設総

務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項水害予防組合法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項を削り、同課の項道路法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 第72条の2第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項道路法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第39条の9の規定による措置命令に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項中「徴収」を「徴取」に改め、同課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄第2項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同欄第3項中「第14条」を「第15条」に改め、同欄第4項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄第5項中「第17条」を「第18条」に改め、同欄第6項中「第20条」を「第21条」に改め、同欄第7項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄第8項中「第22条」を「第23条」に、「徴収」を「徴収等」に改め、同欄第9項中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄第2項中「第19条」を「第20条」に改め、同課の項請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同欄第4項中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改め、同欄第5項中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄第6項中「第28条第1項」を「第30

条第1項」に改め、同欄第7項中「第29条第1項」を「第31条第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

8 第32条後段の規定による助言に関すること。

別表第3建設部の項山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課の項請負契約に関すること（別に定めるものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同表の備考第1項の表中「（民生委員法に関すること。の項、戦傷病者特別援護法に関すること。の項及び戦傷病者特別援護法施行規則に関すること。の項に係る事務を除く。）」を削る。

別表第4第2号の表中「水産試験場長」を「水産研究所長」に、「内水面水産試験場長」を「内水面水産研究所長」に改め、同表（東京事務所長の専決事項）の項第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。

別表第5工業技術センターの項中 「企画調整部長」 を 「連携支援部長」 に改め、同表中

庄内職業能力開発センター		主務課長			を
--------------	--	------	--	--	---

庄内職業能力開発センター		主務課長			に、
博物館		副館長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）		
新県民文化館		企画専門員			

農業総合研究センター園芸試験場	を	農業総合研究センター園芸農業研究所	に、	副場長	を	副所長	に、
農業総合研究センター水田農業試験場		農業総合研究センター水田農業研究所		副場長		副所長	
農業総合研究センター畜産試験場		農業総合研究センター畜産研究所		副場長		副所長	
農業総合研究センター養豚試験場		農業総合研究センター養豚研究所		知事の承認を受けて場長が指定する職員		知事の承認を受けて所長が指定する職員	

水産試験場		副場長	を	水産研究所		副所長	に改める。
内水面水産試験場		副場長		内水面水産研究所		副所長	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和2年4月1日印刷 発行所 山形県庁
令和2年4月1日発行 発行人 山形県